

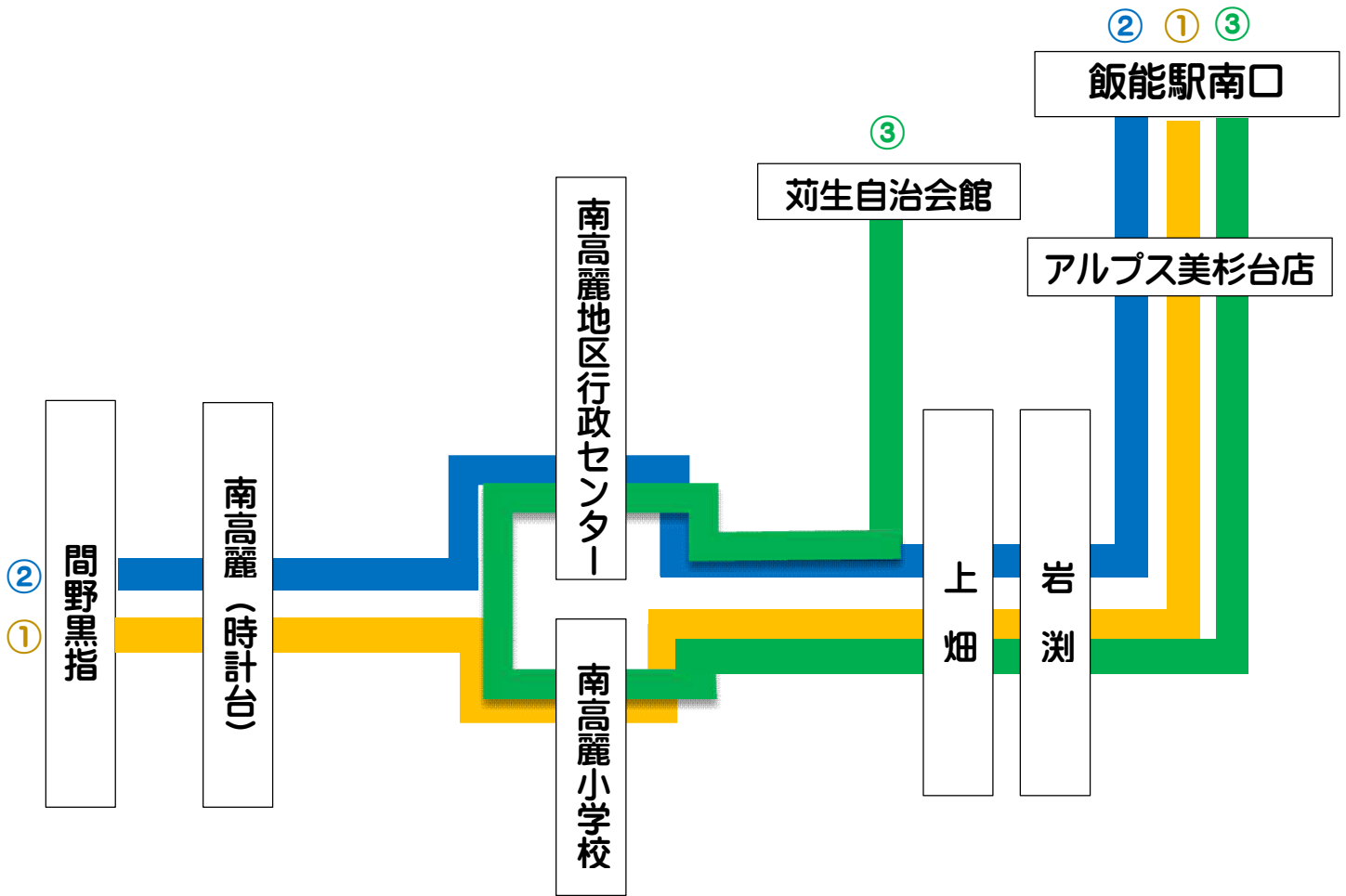
南高麗地区

実証運行案

(資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 2-5)

令和 4 年 3 月 1 日

第 17 回飯能市地域公共交通対策協議会



系 統	① 小学校便(黄)	② 行政センター便(青)	③ 苅生便(みどり) ※
経 路	間野黒指～飯能駅南口 (南高麗小学校経由)	間野黒指～飯能駅南口 (南高麗地区行政センター経由)	苅生自治会館～飯能駅南口
運行日	週 5 日(月～金)	週 3 日(月・水・金)	週 3 日(月・水・金)
便 数	4 便	2 便	2 便
想定される 運 賃	一律 300 円		
	交通系 IC カードを利用可とする。		
車 両	15 人乗りワゴン		
主な 利用想定	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の買い物、通院などのための移動手段 ○通勤・通学のための移動手段 		

※苅生便は地域旅客運送サービス継続事業の対象外とする。



- 小学校便**
(間野黒指～南高麗小学校～飯能駅南口)
- 行政センター便**
(間野黒指～南高麗地区行政センター～飯能駅南口)
- 苅生便**
(苅生自治会館～飯能駅南口)

● ● 停留所 (路線バスの停留所)
 ※以下については、新たな停留所の設置を検討する。
 飯能リハビリ館、アルプス美杉台店、畑の蔵、苅生地区

※旧道を通る。

※西武バス青梅線

現 行

	行先	飯能駅(北口)						
	停留所	間野黒指	苅 生	八坂橋	南高麗地区行政センター	南高麗小学校	上 畑	岩 淵
毎 日	朝	1便	-	1便	-	1便	1便	-
	昼	2便	-	2便	-	2便	2便	-
	夕	2便	-	2便	-	2便	2便	-

実証運行案

	行先	飯能駅(南口)						
	停留所	間野黒指	苅 生	八坂橋(付近)	南高麗地区行政センター	南高麗小学校	上 畑	岩 淵
月・水・金	朝	2便	-	2便	-	1便	2便	2便
	昼	3便	2便	5便	4便	4便	5便	5便
	夕	1便	-	1便	-	1便	1便	1便
火・木	朝	2便	-	2便	-	2便	2便	2便
	昼	1便	-	1便	-	1便	1便	1便
	夕	1便	-	1便	-	1便	1便	1便

往 路

復 路

現 行
(国際興業バス)

時	間野黒指	南高麗小学校	飯能駅(北口)
6			
7	44	52	
8			(8:16 着)
9	15	23	(9:47 着)
10			
11			
12			
13			
14			
15	20	28	(15:52 着)
16	40	48	
17			(17:12 着)
18	06	14	(18:38 着)

時	飯能駅(北口)	南高麗小学校	間野黒指
6			
7	06	25	(7:33 着)
8	35	54	
9			(9:02 着)
10			
11			
12			
13			
14	40	59	
15			(15:07 着)
16	05	24	(16:32 着)
17	30	49	(17:57 着)
18			

実証運行案

時	間野黒指	苅生自治会館	南高麗地区行政センター	南高麗小学校	飯能駅南口
6					
7	55(小)				
8	54(小)			02(小)	(8:14 着)
9	32(セ)			01(小)	(9:13 着) (9:51 着)
10		07(苅)	09(苅)	11(苅)	(10:23 着)
11	47(セ)		54(セ)		
12		22(苅)	24(苅)	26(苅)	(12:06 着) (12:38 着)
13					
14					
15	07(小)			14(小)	(15:26 着)
16	06(小)			13(小)	(16:25 着)
17					
18					

時	飯能駅南口	南高麗小学校	南高麗地区行政センター	苅生自治会館	間野黒指
6					
7					
8	35(小)	47(小)			(8:54 着)
9	13(セ) 51(苅)		25(セ)		(9:32 着)
10		03(苅)	05(苅)		(10:07 着)
11	28(セ)		40(セ)		(11:47 着)
12	06(苅)	18(苅)	20(苅)		(12:22 着)
13					
14	48(小)				
15	43(小)	00(小) 55(小)			(15:07 着)
16					(16:02 着)
17					
18					

凡 例 (小):小学校經由飯能駅南口行 (セ):行政センター經由飯能駅南口行 (苅):苅生自治会館発飯能駅南口行

凡 例 (小):小学校經由間野黒指行 (セ):行政センター經由間野黒指行 (苅):苅生自治会館行

運賃の考え方について

1 運賃形態

運賃形態の選択肢には次に掲げる 3 つがある。

方式	特徴	メリット	デメリット
対キロ運賃	・道路運送法第 4 条の路線 定期運行を前提とする運賃 形態	・乗車距離に応じた運賃と なるため、公平感が高い。 ・乗車距離により運賃が 設定されるため、公費負 担は軽減される。	・運賃に端数が出るなど利用 者及び運転手双方に運賃 収受の不便を来すおそれがある。 ・乗車距離に応じた運賃設 定となるため、利用者の負担 は大きい。
均一制運賃	・距離や時間に関係なく金額 が変わらない均一の運賃	・運賃計算が不要で利用 者にとってはわかりやすく簡 便 ・運転手の運賃収受の負 担が軽い。	・乗車距離によって不公平感 が生じるおそれがある。 ・低額の運賃設定となるた め、収入として得られる金額 が少なく公費負担が大きい。
ゾーン制運賃	・運行エリアに複数のゾーンを 設定した場合、1 つのゾー ン内の利用は均一運賃とし、複 数のゾーンを乗り継ぐ場合は 運賃を加算する。	・乗車距離による不公平 感の軽減	・運賃計算がわかりにくい場 合があり、利用者及び運転 手双方に不便を来すおそれ がある。 ・対キロ運賃制と比較する と、公費負担が大きい。

2 運賃形態の方向性

「わかりやすさ」、「合理性」、「継続性」をもとに、現行のバス路線の利用者が継続して利用しやすい運賃形態とする。

- (1) **均一制運賃** 高齢者にもわかりやすく、かつ手早く支払いができる均一制運賃とする。
- (2) **各種定期券制度** 通勤定期、通学定期などの利用を可能とする。
- (3) **各種割引制度** 小児、未就学児、障害者手帳所持者は、減免を検討する。

3 運賃の水準について

国から示されたコミュニティバスの導入に関するガイドラインの中では、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃については、

- ①他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと
- ②財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な経費を確保できること
- ③持続的な運行が可能であることについて十分検討すること

としている。

機 関	区 間	運賃／料金
路線バス	間野黒指 ～ 飯能駅 (国際興業)	460 円
	岩淵団地 ～ 飯能駅南口 (西武バス)	200 円
タクシー	間野黒指 ～ 飯能駅 (約 13km)	約 4,200 円
	上 畑 ～ 飯能駅 (約 5.4 km)	約 2,000 円
	岩淵団地 ～ 飯能駅 (約 2.7 km)	約 1,000 円

4 運賃シミュレーション

新しい移動手段を平日 5 日朝・夕の小学校への通学利用に加え、週 3 日午前中を中心としたおでかけの時間帯に運行するとした場合のシミュレーション

運賃収入 (15%) 約 1,980,000 円	市からの補助 国庫補助金 (予定) (85%)
運行経費 (100%) 12,500,000 円 キロ当たり単価 × 総距離 (キロ)	

◇ 運賃収入 15%を達成するための運賃試算

8 便運行 (スクールバス 4 便 + おでかけ便 4 便) × 156 日 = 1,248 便

4 便運行 (スクールバス 4 便) × 104 日 = 416 便 計 1,664 便/年

1 便当たり最低 2 人以上の乗車が必要(国庫補助の交付条件であるため)なので 3.5 人/便を目標として試算する。

1,664 便 × 3.5 人 = 5,824 人/年

1,980,000 円 ÷ 5,824 ≒ 321.9... 運賃試算 : 300 円

以上のことから、運賃については **300 円の均一制運賃**とし、1 便当たり 3.5 人以上の利用を目指す。

使用するワゴン車両について（案）

1 系統

南高麗地区 **小学校便**、**行政センター便**、**苜生便**

2 使用車両の考え方

- (1) 15人乗り車両を購入（またはリース）により取得する。
- (2) 運行事業者が用意する。

3 仕様（例）

種別	送迎タイプワゴン
車体の形状	ワンボックスワゴン
定員（旅客定員）	15人（14人）
駆動方式	2WD
変則方式	5AT
ドア数	4ドア
ボディ長（全長）	スーパーロング（5,380mm）
ボディ幅（全幅）	標準幅（1,880mm）
ルーフ形状（全高）	ハイルーフ（2,285mm）



4 車両の選定理由

- (1) 狭隘な道を走行すること
- (2) 1便当たりの利用者が10名を超えることがあること
- (3) 車内の快適性及び安全性を考慮する必要があること

5 車椅子利用者への対応について

- (1) 子どもから高齢者まで多様な年齢層の方を利用者として想定していることから、乗降のしやすさ、車内の快適さ及び安全性を考慮する必要があるため、車椅子の仕様でない車両とする。
- (2) 車椅子利用者への対応は、前日までの電話予約により、運行事業者が車椅子対応車両を配車することにより対応する。

【参 考】バリアフリー法の適用除外について

車両の新規購入の際には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）において、車椅子による乗車が可能であること等のバリアフリー基準の適合が義務付けられている。しかし、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成27年2月26日国自技第168号）において、**車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車**については、地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の適用除外となる。